

第9回

契約取消権（4条）補論・ 不当条項規制（8条・8条の2）

宮下 修一 Miyashita Shuichi 中央大学法科大学院教授

博士（法学）。専門は民法・消費者法。消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会」委員等を歴任。



改正案をめぐる国会審議の開始

去る3月に国会に提出された「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下、改正案）の本格的な審議が、2018年5月11日から衆議院・消費者問題に関する特別委員会で始まりました。また、同15日には3名の参考人から本連載第2回・第7回で検討した3条および4条3項の改正案の問題点、さらに内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下、専門調査会）では導入へ向けて合意がなされていた消費者契約法（以下、法）9条1項の「平均的損害」の推定規定が改正案には盛り込まれなかった点（詳しい検討は次号以降で行います）について改善を求める意見も示されました。

その後、衆議院の審議において、法4条3項改正案の修正案が可決されるなど、大きな動きがありました。詳細は、次号で紹介します。

契約取消しと第三者への対抗の可否

例えば、自らの所有する物を事業者Bに売却した消費者Aが、Bの不実告知によって誤認したことを理由として法4条1項1号に基づき取り消したものの、その前に既にBが第三者Cにその物を転売していたとします。もちろん、Cが取消しの原因となる事情を知っている場合には保護する必要はありません。しかしそのよう

な事情を知らなかったとすれば、取り消されるまではいったんはA-B間で売買契約が有効に成立していたわけですから、そのような状況を信頼して取引に入ったCの保護（いわゆる「取引の安全」の保護）が必要となります。そこで、法4条6項は、同条1～4項の取消しは善意の第三者に対抗（＝主張）できない、すなわち前記の例でいえば、AがBとの間の売買契約を取り消したことを理由としてCに対して物の返還を請求することができない旨を規定しています（媒介の委託を受けた第三者〔同じ言葉を使っても、法4条6項の第三者とは対象が異なることに注意〕や代理人による不当勧誘行為についても法4条1～4項を適用する旨を定めた法5条が適用される場面でも、同様に善意の第三者には対抗できません）。

これは、詐欺を理由とする取消しがなされた場合に善意の第三者を保護する規定である民法96条3項と同様の規定です。なお、同項は、表意者の落ち度がまったくない強迫を理由とする取消しには適用されません（つまり、善意の第三者に対してもその効果を対抗できます）。これに対して、法4条6項は、詐欺の特則ともいえる「誤認」型のみならず、強迫の特則ともいえる「困惑」型についても適用されます。消費者庁の『逐条解説』*¹によれば、法4条3項は民法96条より要件が緩和されていること

をその理由としています。

なお、2017年の民法改正によって、民法96条3項の対象は「善意の第三者」から「善意でかつ過失のない第三者」（＝善意・無過失の第三者）に修正されました（なお、民法改正以前から、善意のみならず無過失まで求められるとする見解が有力でした）。この改正民法は、2020年4月に施行されますが、それに合わせて法4条6項の対象も「善意の第三者」から「善意でかつ過失のない第三者」に修正されることになっています（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔以下、民法改正関係法律整備法〕98条）。なお、「善意（・無過失）」の主張・立証責任は、「第三者」の側にあるとする見解が有力です。

ところで、『逐条解説』には、事業者との間で売買契約を締結する際に、信販会社との間でクレジット契約（信用購入あっせん契約）が締結された場合に、前者の売買契約が取り消されたときは、信販会社（信用購入あっせん業者）は、同契約について販売業者（事業者）および購入者（消費者）と独立の性格を有することから法4条6項にいう第三者に該当し、善意（・無過失）であれば保護されるとの記述があります。しかしながら、売買契約の当事者である販売業者は、加盟店契約によって信販会社からクレジット契約の締結の「媒介を委託された第三者」（法5条）でもあります（前回参照）。この点を考慮すれば、信販会社が善意（・無過失）であったか否かの判断は、慎重に行うべきでしょう。

もっとも、『逐条解説』では、法4条6項の規定にかかわらず、割賦販売法上の抗弁権の接続（販売業者に対して生じている取消し等の事由を信販会社に対しても主張してクレジット契約に基づく支払いを停止できること〔同法30条の4・35条の3の19〕）の規定が適用され

るという非常に重要な指摘が同時になされていることを忘れてはなりません。

不当条項規制の必要性と全体像

現代社会においては、さまざまな商品が大量に生産され、そして大量に消費されています。そうした商品の取引を行う際には、いちいち個別に当事者間で内容を精査して契約を締結していくことは、現実問題として困難です。そこで、商品を販売する事業者が定型的な契約条項をあらかじめ作成しておき、顧客がそれに同意するかたちで契約を締結するという状況が、一般的にみられます。本来であれば、民法の世界では、契約の内容等は当事者間で自由に決定することができ、いったん締結した以上、両当事者はその契約に拘束されるという「契約自由の原則」が存在しますから、前記のような定型的な契約にもそれが当てはまることとなります。

しかし、現実問題としては、事業者と消費者である顧客との間には、情報収集力や交渉力に格差があるため、事業者が、契約条項の中に自らが一方的に有利になる、あるいは顧客が一方的に不利になる内容を持つ条項（不当条項）を紛れ込ませることも少なくありません。そして、顧客がそのことに気がつかないまま契約を締結してしまい、後になってトラブルが発生したときになって初めて気がつくということもしばしばあります。

そこで、法8～10条では、「消費者契約の条項の無効」と題して、事業者が定めた契約条項のうち前記の不当条項を無効とする規定を設けています。条文の構造上は、最後に規定されている法10条が不当条項一般に適用される包括的な規定であり、8～9条が個別の不当条項に関する規定となっています。ただ、10条については、最高裁判例も複数存在し、論点がか

* 1 消費者庁「消費者契約法逐条解説」http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/

なりありますので、慎重な検討を要します。そこで以下では、条文の規定の順序に従って、順次その内容を確認していくことにします。

損害賠償責任の「全部免除条項」の無効

事業者が、契約の相手方である消費者に対してその契約通りの債務を履行しない（＝債務不履行）、または、その債務の履行に際して不法行為をすることによって損害を与えることも少なくありません。ところが、契約条項の中には、そうした場合であっても事業者が損害賠償責任を負わない旨を定めるものが見られます。このような条項の効力をそのまま認めてしまうと、事業者の故意・過失が原因となって被害をこうむった消費者が、その救済を受けられないという極めて不当な状況が生じてしまいます。そこで、法8条は、事業者の損害賠償責任を免除する条項を無効にする旨の規定を設けています。

例えば、契約の中には、「いかなる理由があっても一切の責任を負わない」というように、損害賠償責任の全部を免除する旨の条項（全部免除条項）が定められていることがあります。そこで、法8条1項1号は事業者の債務不履行に基づく損害賠償責任、また、3号は事業者の債務の履行に際してなされた不法行為に基づく損害賠償責任につき、それぞれその全部を免除する条項を無効とする旨定めています。

ところで、債務不履行による損害賠償責任については、民法上、当事者間であらかじめその額を予定することができますので（損害賠償額の予定〔民法420条1項〕）、全部免除条項をいわば損害賠償額をゼロとする旨の予定だと考えれば、民法上は許されるようにも見えています（もちろん、信義則違反〔民法1条2項〕を理由に適用が認められなかったり、公序良俗違反〔同90条〕を理由として無効となったり

する可能性はあります）。そこで、法8条1項1号（および後述する2号）は、民法420条1項の特則として位置づけられます*2。

また、法8条1項3号（および後述する4号）では、立法からしばらくの間、その対象となる不法行為に基づく損害賠償責任が「民法の規定による」責任に限定されていました。しかし、立法当初には民法に定められていた法人の不法行為責任の規定が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に移された等の状況の変化を踏まえて、2016年の消費者契約法改正で「民法の規定による」という文言が削除されました。

裁判例をみると、法8条1項1号・3号が直接適用されたものではありません*。ただ、外国為替証拠金取引において取引業者の用意したシステム自体の不具合を理由とするコンピューター障害で顧客に損害が発生した事案で、コンピューター等の障害によって発生した損害については免責される旨の約款条項につき、前記2つの規定に照らすと、真に予測不可能な障害や取引業者の影響力の及ぶ範囲外の損害について免責される旨を定めたものであるとして、同条項の適用範囲を狭く解して、その適用を排斥したものがありません（東京地裁平成20年7月16日判決、先物取引裁判例集52巻366ページ、国民生活センター「消費者問題の判例集」）。

損害賠償責任の「一部免除条項」の無効

前記の「全部免除条項」と同様の状況は、事業者の責任を一部のみ免除する条項（一部免除条項）についても起こり得ます。もっとも、事業者が提供する商品等の内容によっては、被害を受けた消費者の損害額が予想を超える場合もあるため、賠償額をその予想の範囲に制限したり、それを超える部分について免責したりすることが合理的であると考えられる場合もありま

*2 なお、2017年の民法改正では、現行民法420条1項後段に規定されている「この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。」という文言が削除されることになっている。

[お詫びと訂正] ※について再度確認したところ、法8条1項3号が適用された裁判例がありました。詳細はウェブ版「国民生活」2018年7月号「誌上法学講座」に掲載しております。

す。しかしながら、事業者が故意またはそれと同視される状況にある場合にまで、そのようなことを認める必要はないでしょう。そこで、法8条1項2号は事業者の債務不履行に基づく損害賠償責任、また、4号は事業者の債務の履行に際してなされた不法行為に基づく損害賠償責任につき、それぞれ事業者に故意または重過失がある場合にまで一部を免除する旨を定めた条項を無効とする旨を定めています。

これらの規定を反対解釈すると、軽過失の場合に限定した一部免除条項は有効になるととらえることも可能となります。しかしながら、一部免除といっても、例えば「損害賠償責任の90%を免除します」というような実質的な全部免除条項や、仮に軽過失であったとしても人身被害が生じた場合にまで責任を軽減する条項の効力をそのまま認めてしまうのは、前記の立法趣旨からいっても適切な対応とはいえませんが、そこで、これらの条項については、「重過失」の要件を緩和して解釈する、あるいは後述する法10条で処理をするかたちで対応すべきだとする見解も有力に主張されています。

契約不適合責任に基づく損害賠償責任の免除条項に関する特則

現行の法8条1項5号は、有償の消費者契約の目的物に隠れた^{かし}瑕疵（欠陥）があったときに事業者^{かし}に課せられる瑕疵担保責任（現行民法570条）に基づく損害賠償責任の「全部免除条項」を原則として無効としつつ、2項各号に該当する場合には1項5号を適用しない（＝有効となる）旨を定めています。

ところが、2017年の民法改正によって、現行民法570条が削除されるとともに、従来の瑕疵担保責任は、目的物が契約の内容に適合しないこと（契約不適合）を理由とする債務不履行責任として追及されることになりました（損害賠償責任については、改正民法564条

→415条）。そこで、改正民法の施行に合わせて、現行の法8条1項5号を削除するとともに、有償の消費者契約において引き渡された目的物が契約に適合しないことを理由とする債務不履行に基づく損害賠償責任に関する全部免除条項と一部免除条項については、現行の法8条2項1号・2号に対応する2つの場合に該当すれば例外的に法8条1項1号・2号の規定を適用しない（＝有効とする）というかたちに法8条2項を改正することになっています（民法改正関連法律整備法98条）。ちなみに、改正前は、全部免除条項のみが法8条の対象でしたが、結果的に一部免除条項もその対象とされることとなります。

改正後の法8条2項により免除条項が有効となるのは、引き渡された目的物が契約に適合しないときに、①事業者が履行の追完（例えば代替物の提供や修理）または代金等を減額する責任を負う旨の特約がある場合（1号）、および②他の事業者との間の契約により当該他の事業者が損害賠償責任または履行の追完の責任を負う場合（2号）です。②の例としては、コピー機等の物件に関するファイナンスリース契約（一種の賃貸借契約）において、物件の修理等はコピー機を貸し出すリース会社ではなく、それを実際に消費者に供給する会社（サプライヤー）が行う特約がある場合等が挙げられます。

ところで『逐条解説』では、ペットの売買契約で代犬を提供するものの返金には応じない旨の規定は無効とはならないとされています。しかし、買主がその犬の個性に着目して購入した場合には、同じ品種の犬であればどれでもよいというわけにはいかないでしょう。このように、代替物の提供や修理等では功を奏さない場合には、原則に戻って無効にすべきであるという見解も有力です。

なお、法8条はさらに改正されることとなりますが、詳細は次回以降に検討します。